

新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン 〔適用期間 2021年7月12日～当面の間〕

課外活動を行う際は学生支援センターからの許可が必要です。許可された団体は、以下の内容を遵守し、記された対策を講じてください。部員等、関係者一人ひとりが、できる限りの感染予防対策に努めてください。

1. 課外活動参加の条件

以下の条件に当てはまる場合は、課外活動の参加を見合わせてください。

- ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）
- ② 同居家族や身近な知人に感染の疑われる方がいる
- ③ 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある
- ④ 重症化リスクが高いとされる基礎疾患がある（指導者含む）
- ⑤ 重症化リスクが高いとされる高齢者や基礎疾患のある人が同居家族にいる
※基礎疾患とは、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）、透析を受けている方、免疫抑制薬や抗がん薬等を用いている方を指します。
- ⑥ 課外活動の実施について部員および保証人の同意がない
※本人および保証人の意思確認をしていること（申請制 様式2「部員名簿」、様式3「参加承諾書」を提出）

2. 課外活動時の対応

(1) 当日の活動（活動前後）について

- ① 活動前に体温（検温）、体調の確認を行い、「体調管理表※様式5〔体温・風邪症状チェック表〕」を作成し、部員の体調管理を日々行ってください。体調管理については、以下の項目を確認してください。また、監督者は、部員が発熱あるいは体調不良となった場合は、無理せず自宅静養させてください。
 - ・平熱を超える発熱
 - ・咳（せき）、のどの痛みなどの風邪の症状
 - ・だるさ（倦怠感）、息苦しさ（呼吸困難）
 - ・嗅覚や味覚の異常
 - ・体が重く感じる、疲れやすい等
- ② マスクを持参する。（着替え時等のスポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること）※夏期のマスク着用は熱中症に最大限注意すること。
- ③ 各自でタオルを持参する。（手洗い時等に使用）
- ④ 各自で飲み物、食事を持参する。（他者と共有をしない）
- ⑤ 公共交通機関等の移動の際は、マスクを着用する。
- ⑥ 大学内で学内Wi-Fiスポットを使用してよいのは対面授業の週のみである。遠隔授業の週に学内Wi-Fiスポットを使用してはならない。（講義がハイブリッド形式の場合）

(2) 当日の活動（活動中）について

- ① 手洗い（石鹸）、アルコール消毒等をこまめにする。
※手洗いは30秒以上行うことを推奨する。また、持参したタオルを使用する。
- ② マスク、ハンカチ等を使い、咳やくしゃみによる唾液の飛沫感染防止に努める。
※運動中のマスク着用は各団体の判断としますが、運動を行っていない間、特に会話をする時には、マスクの着用をする。
- ③ 換気の悪い密閉空間とならないように十分な換気をする。（屋内・室内施設）
- ④ 原則として周りとの十分な距離を確保する。（練習内容を工夫する。⑥参照）
課外活動の内容に関わらず、活動をしていない間も含め、感染予防の観点から、周囲の人となるべく距離を空け濃厚接触を避ける。
※少なくとも1mの距離を空けることが適当されています。また、強度な運動・スポーツの場合は、呼吸が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があります。
- ⑤ ランニング等を練習メニューにする場合は、前の人の呼吸の影響を避けるため、可能であれば前後一直線に並ぶのではなく、並走する、あるいは斜め後方に位置取りをする。
- ⑥ 練習（コンタクト（接触）プレーを含む）は各競技団体のガイドラインに従った内容とすること。
- ⑦ 大声での発声、歌唱や声援、又は近接した距離での会話等をしないようにする。
- ⑧ 多人数での活動は比較的感染リスクが高いため、活動の時間帯を分ける等、一度に活動する部員の数を制限する等の措置を講じる。
- ⑨ ミーティング等をする場合、可能な限りオンラインで実施する。対面での場合は近距離での会話をしない、マスクの着用等、唾液の飛沫感染防止に努める。
- ⑩ 部室、更衣室、休憩スペースは、比較的感染リスクが高いため、以下の対応を講じる。
 - ・部室、更衣室、休憩スペースの広さにはゆとりを持たせ、他の利用者と密になることを避ける。また、対面で食事や会話をしないようにする。
 - ・部室、更衣室、休憩スペースにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する利用者の数を制限する等の措置を講じる。
 - ・部室、更衣室、休憩スペース内の換気に配慮する。
 - ・入退室の前後に手洗いをする。
- ⑪ 飲食については、周囲の人となるべく距離を取って正面を向かい合うことを避け、黙食に努める。また、食べ物の取り分けや回し飲みはしない。
- ⑫ 複数の利用者が触ると考えられる場所（部室のドアノブ等）、スポーツ用具等はこまめに消毒をする。

3. 宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加について

(1) 許可制

原則、宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加は禁止とします。ただし、宿泊せざるを得ない場合、一部宿泊を伴う活動を認めます。宿泊を伴う課外活動を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。危機管理対策本部長（学長）の承認を経て認めます。但し、今回の許可制については、以下の条件を満たすこととします。

※1 外部機関から参加依頼を受けた行事は、原則文化会団体、独立団体のみ適用する。

【許可制の条件】

- ・参加人数は、原則公式戦登録部員数を上限とすること。〔試合届を提出〕
- ・指導者が原則帯同し、公式戦の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。
- ・宿泊を伴う公式戦（本戦・予選・外部機関から参加依頼を受けた行事※1）参加について本人および保証人の同意があること（許可制 様式2「部員名簿（宿泊許可申請）」、様式3「参加承諾書〔宿泊〕」を提出）。
- ・参加者本人について、活動当日14日前から当日までに37.5度以上の発熱が1度もないこと（参加者全員の「体温・風邪症状チェック表（様式5）」を活動終了後に提出）。
※37.5度以上の発熱があった者は課外活動の参加をさせないでください。
- ・移動中に飲食店に立ち寄り、飲食しないこと。
- ・移動中に大声での会話を行わないこと。
- ・移動中はマスクを必ず着用すること。
- ・移動に公共交通機関を利用する場合は、人の少ない車両や時間帯に乗車し、乗り換えを極力減らすこと。
- ・宿泊地で緊急時に利用できる医療機関を確認していること（救急病院を確認する。特に夜間は宿直医による対面診察の有無を確認する）
※医療機関名及び電話番号等を許可申請書に記載すること。
- ・学生支援センター等が定める各種ガイドライン等を遵守できること。
 - ・「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について」
 - ・「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」
 - ・連盟、協会等の各競技団体が作成しているガイドライン
 - ・移動手段（バス・鉄道等）や宿泊先が策定している感染拡大防止ガイドライン等

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施予定日の2週間前までに学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 課外活動許可申請書〔宿泊〕（様式1）
- ② 部員名簿〔宿泊許可申請〕（様式2）
- ③ 参加承諾書〔宿泊〕（様式3）
- ④ 試合届
- ⑤ 大会・行事要項とガイドライン

(2) 宿泊施設について

- ① 宿泊部屋（客室）については、一部屋あたりの宿泊人数の制限を設ける（和室6畳につき、2名を基準とする）。
- ② 浴場の利用については、原則客室の浴室を利用すること。

(3) 宿泊先での対応について

① 宿泊地で行うこと

活動前に体温（検温）、体調の確認を行い、「体温・風邪症状チェック表（様式5）」を作成し、部員の体調管理を日々行ってください。

② 発熱、体調不良者が発生した場合の対応について

- i 発熱、体調不良者が発生した場合は、学生支援センターまで報告ください。
- ii 発熱、体調不良者を宿泊施設に待機させてください。
- iii 上記 ii にて以下に該当する症状の場合は、医療機関を受診させてください。また、同じ部屋（客室）で宿泊した部員を宿泊施設に待機させてください。
 - ・発熱、のどの痛み、咳、痰、鼻水、鼻閉、下痢、その他（倦怠感、頭痛、味覚・嗅覚異常）等

(4) 活動後の対応について

以下の書類を学生支援センターに提出してください。

- ・活動当日 14 日前から公式戦終了日までの体温・風邪症状チェック表（様式 5）
- ・試合結果報告書

4. 本学施設を使用しての公式戦（本戦・予選）開催について（許可制）

本学施設を使用しての公式戦（本戦・予選）開催を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センター所長の承認を経て認めます。但し、許可制については、以下の条件を満たすこととします。

【許可制の条件】

- ・原則、無観客での開催とすること。
 - ・本学指導者（顧問・監督）が当日立会い、感染防止対策の徹底を監督できること。
 - ・参加人数（参加大学）は、原則公式戦登録部員数を上限とすること。
 - ・指導者（参加大学）が必ず帯同し、公式戦の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。
 - ・連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドラインを遵守すること。
 - ・公式戦開催に伴う感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ※連盟、協会等の各競技団体が作成している公式戦開催に伴う感染防止ガイドラインがない公式戦の本学開催は認めません。

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施日の 2 週間前までに 学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 学内公式戦開催許可申請書（様式 1）
- ② 連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドライン
- ③ 公式戦開催に伴う感染防止ガイドライン
- ④ 試合届

5. 本学施設を使用しての合同練習および練習試合について（許可制）

本学施設を使用しての合同練習および練習試合を希望する団体は、所定の申請様式に感染拡大防止策等を記載し、学生支援センターに提出してください。学生支援センター所長の承認を経て認めます。但し、許可制については、以下の条件を満たすこととします。

【許可制の条件】

- ・原則、無観客での開催とすること。
- ・本学指導者（顧問・監督）が当日立会い、感染防止対策の徹底を監督できること。
- ・相手先（参加大学等）は、1 団体（1 大学）のみとすること。

- ・指導者（参加大学等）が必ず帯同し、合同練習および練習試合の立会いや感染防止対策の徹底が可能であること。
- ・連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドラインを遵守すること。
- ・相手先（参加大学等）が本学の定める「新型コロナウイルス感染拡大防止のための課外活動ガイドライン」の以下の項目を遵守すること。

○屋外・屋内施設利用団体

1. 課外活動参加の条件〔⑥除く〕
2. 課外活動時の対応〔(1) ⑥除く〕

○室内施設利用団体

1. 課外活動参加の条件〔⑥除く〕
2. 課外活動時の対応〔(1) ⑥除く〕
6. 室内施設を利用する課外活動について〔④⑥除く〕
7. バンド活動を伴う音系団体の課外活動について〔以下の対象団体のみ〕
アメリカ民謡研究会、音楽研究会“アコースティックノーツ”、ギター部、軽音楽部、
フォークソング部、ブルース研究会、Jazz Player's Club、KPC薬学軽音楽部

【申請書類】

以下の申請書類を原則実施予定日の2週間前までに学生支援センターに提出してください（大学休業日を考慮すること）。

- ① 学内合同練習および練習試合許可申請書（様式8）
- ② 連盟、協会等の各競技団体が作成している感染防止ガイドライン
- ③ 試合届（または行事届）

6. 室内施設を利用する課外活動について

室内施設については、利用人数の上限を設ける等、個別にて新型コロナウイルス感染防止の対策を講じている必要があることから、室内施設を利用する課外活動に関しては、以下に規定します。

- ① 1回の利用時間を60分とします。施設利用後は、15分の換気・消毒時間を作り、換気および消毒作業をしてください。（課外活動60分+換気・消毒15分）

【活動のイメージ】

1回目 課外活動60分+換気・消毒15分→2回目 課外活動60分+換気・消毒15分

- ② 部員との間隔は、1m以上離し、部員が向かい合っただけの活動はしない。
- ③ 利用した部分をアルコール消毒すること。（机、椅子、ドアノブ等、共有部分）
- ④ 施設利用日毎に「活動報告書」を作成すること。
（学生支援センターからの要請に応じて提出できるよう備えてください）
- ⑤ 室内施設（学内）の利用については、利用可能人数を設けます。利用人数を超えて活動することを禁止します。
- ⑥ 室内施設（学外）の利用については、上記①～④に加え、外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守すること。

7. バンド活動を伴う音系団体の課外活動について

活動の特性上、以下の対象団体については、上記「6. 室内施設を利用する課外活動について」に加え、その活動を以下に規定します。

- ① 活動時はマスクを必ず着用し、大声で会話をしない。
- ② 活動の前後及び入退室時は手洗いうがい及び手指の消毒を徹底する。
- ③ 楽器の貸し借りは極力控え、やむを得ない場合は手指の触れる箇所の消毒を行う。
- ④ 各パート練習は1m以上離れ、接触及び対面を避けて演奏する。
- ⑤ 連続した練習時間は、30分以内とし、5分以上の換気、消毒を行う。
※⑤の実施により「6. 室内施設を利用する課外活動について①」は適用外とする。
- ⑥ ボーカルは飛沫防止の観点から練習を原則禁止する。ただし、以下のように飛沫防止の対策を講じている場合は、その活動を認める。
 - ・飛沫防止用として正面および側面に2mの亚克力板等を設置し、且つ部員との間隔を1m以上離れた上で活動する場合（学内）
 - ・外部施設運営団体等が定めた感染防止ガイドラインを遵守し活動する場合（学外）
 - ・利用施設内に他の部員がいなく、1名で活動をする場合
- ⑦ 活動中、各自で飲料を持ち込み、こまめに給水を行う。
- ⑧ 屋外（喫煙所等）の場合でも密集せず各部員同士距離を取り、大声で会話をしない。

【対象団体】

アメリカ民謡研究会、音楽研究会“アコースティックノーツ”、ギター部、軽音楽部、フォークソング部、ブルース研究会、Jazz Player’s Club、KPC薬学軽音楽部

8. 課外活動禁止の段階的解除について

重要なのは、1日も早く課外活動が再開することではありません。再び感染拡大を発生させないために、感染防止の対策を確実に講じることを最重要事項とします。そのことを前提に今後の状況の変化に応じて段階的に活動禁止の解除をしていきます（フェーズ表参照）。なお、各フェーズにおける解除内容については変更する可能性があります。

BCP		独立団体・体育会・文化会等		任意団体
		指定クラブ・公式戦控えた団体	課外活動全団体	
レベル1	フェーズ1	○	○	○
レベル2	フェーズ2	○	○	×
レベル3	フェーズ3	○	○	×
	フェーズ4	○	×	×
レベル4・5	フェーズ5	課外活動禁止		

※指定クラブ：特別強化・強化・育成クラブを指す

判断に迷う場合は、学生支援センターまで事前に必ずご相談ください。また、危機管理の点からも、周囲で気になる部員がいる場合は、速やかに学生支援センターまで報告ください。

直近の概要は「新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う課外活動について」を確認してください。

【担当窓口】 学生支援センター 課外活動担当

<KPC1>078-974-4574 <KAC> 078-974-1839 以上